

現場第一！「小さな声」を大きく実現！

やつぎこうじ通信

発行：江東区議会公明党 江東区東陽 4-11-28 TEL:03-3647-3609

特別号



Vol. **08**
2016

軽減税率

消費税の“痛み”を和らげる
買い物時の負担を軽減

対象は飲食料品全般(酒類、外食を除く)と定期購読の新聞(週2回以上発行)で8%に軽減

軽減税率の対象品目の例

軽減税率の対象品目	
	食品全般
軽減税率8%	生鮮食品 お米、野菜、果物、肉類、魚類 定期購読契約の新聞 ※週2回以上発行
	加工食品 出前、テイクアウトも
税率10%	酒類
	外食

○食料支出の内訳
生鮮食品…約3割
加工食品…約5割
※スーパーやコンビニでは加工食品の方が圧倒的！

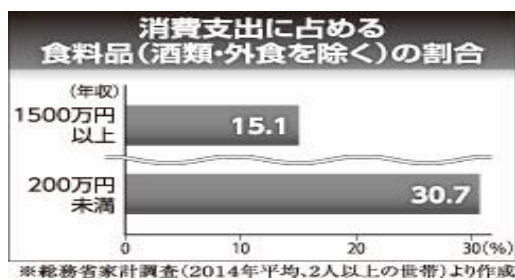
世界では当たり前の制度

主な国の消費税(付加価値税)率	標準税率	
	標準税率	食品の軽減税率
英国	20%	0%
ドイツ	19%	7%
フランス	20%	5.5%
イタリア	22%	10%
韓国	10%	0%

財務省資料より作成 ※2015年1月現在。韓国は一部食品

○世界で消費税(付加価値税)がある162カ国のうち125カ国で導入

低所得者の負担を緩和



※1世帯平均で年間1万3000円程度の負担軽減(民間試算)

軽減税率の財源は今年中に決定

○2016年度末までに歳入増そしてムダを削るなどの歳出減で賄います。



※社会保障と税の一体改革に関する自民、公明、民主3党による合意。
2012年6月15日

「給付つき税額控除」の実現は難しい

○所得と資産の把握が必要
○給付を受けるには税務署へ申請が必要
○対象者が多い。(非課税世帯 3100万人)
※民主党政権時代に財務相が「国税当局だけでやるのは非常に難しい」と国会審議で認めている。

インボイス導入

適格請求書

○御中
11月分 20,000円 本体
消費税 1,800円

11.1 食料品※ 5,000円
11.8 雑貨 5,000円
合計 20,000円 消費税 1,800円

10%対象 10,000円 消費税 1,000円
8%対象 10,000円 消費税 800円

△△(株) 事業者番号 XXX-XXX

事業者番号や請求書番号、品目
この税率、税額の記載が必要

事業者の納税額を正確に把握するための
税率や税額を記載する請求書よ

早急にお知らせ

売上高	2017年4月~	18年4月~	21年4月~
5000万円超	現行の請求書を使った簡易方式 → みなし課税	→ インボイス	→ インボイス
5000万円以下	簡易方式 → みなし課税	→ インボイス	→ インボイス
1000万円以下	免税		

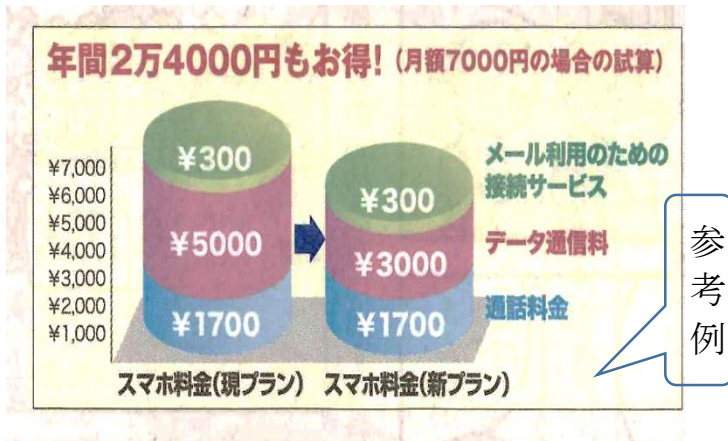
○導入当初の4年間は簡素な経理方式を経て、2021年度から「インボイス(適格請求書)制度」になります。

携帯電話

月 5000 円程度の低額プランも

○現在のスマホ料金は、ネット接続などの「データ通信料」の割合が大きく、大手3社では通話料のセットで月額 6200～7000 円程度。

○新料金プランでは、例えばデータ通信量の少ない利用者向けのプランを検討。



ケータイと言えば公明党

携帯電話の普及を推進

- かつて携帯電話はレンタル制で通話料が大変に高額
- 22年前の平成6年に端末を売る現在の仕組みに変えたのは、当時の公明党の神崎郵政大臣。

ナンバーポータビリティ制度

- 携帯電話会社を変更しても番号が変わらない制度は、13年前の平成15年の1000万人以上の署名を集めて実現。

SIMロック解除

- 携帯電話会社を変更しても同じ端末が使える制度は、公明党が国会質問等を通じて実現し、昨年5月から各社へ義務付け。

高額療養費

高額療養費制度とは?

○病気やけがで医療費が高額になっても、1カ月に医療機関の窓口で支払う自己負担額を所得に応じた限度額に抑える制度

制度を拡充 4060 万人が負担軽減の対象

○2015年1月から、70歳未満の所得区分が従来の3段階から5段階に。

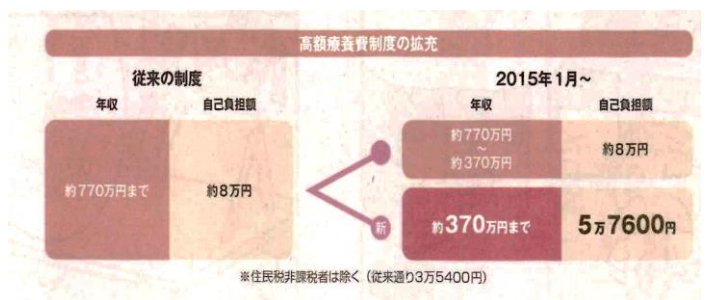
高額療養費制度の見直し

「新」は今回新たに設けられた所得区分 (厚労省資料を基に作成)

年収の目安	1カ月の自己負担限度額	療養費支給が年間3カ月超※
住民税非課税	3万5400円	2万4600円
新 約370万円	5万7600円	4万4400円
約370万円～770万円	8万100円 + (医療費 - 26万7000円) × 1%	4万4400円
新 約770万円～1160万円	16万7400円 + (医療費 - 55万8000円) × 1%	9万3000円
新 約1160万円～	25万2600円 + (医療費 - 84万2000円) × 1%	14万100円

※直近1年間で高額療養費の支給が3カ月以上ある場合に4カ月目から適用

○例えば、がんの手術で医療費が月に100万円掛かった場合、3割負担の30万円。「年収約370万円まで」の所得区分の人は、従来の月約8万円から5万7600円に引き下がりました。



患者の建て替え払いも不要に

○公明党は、限度額を超えた分を患者がいったん病院の窓口で立て替える仕組みも改善。事前の手続きによって窓口で限度額のみ支払えば済むようになっています。

(図表などは公明党 HP、公明新聞号外 2016.2.1 より)